

追 補 と 訂 正

布 川 事 件 委 員 会
布 川 事 件 弁 護 団

「冤罪と闘った44年 再審布川事件の記録」の校了後の2012年6月15日、水戸地方裁判所土浦支部は無罪費用補償の決定をしました。この決定について、第5部第4節「補償請求」の「2 無罪費用補償請求について」の末尾（282頁5行目）に以下の「第1 追補」記載の文章を加えます。

あわせて裏面のとおり、記録冊子のうち「第2 訂正一覧表」に記載の箇所について訂正します。

第1 追補

2012年6月15日、水戸地方裁判所土浦支部は無罪費用補償決定をした。決定は、「本件強盗殺人が本件有罪部分と併合審理されていたことを勘案しても、その各事実の内容や一連の審理の経過等に鑑み、別紙1『計算内訳書』記載の費用は、全て本件強盗殺人に係る裁判に要した費用と認めるのが相当である。」として、刑事補償決定と同様、旅費、日当、報酬について全て強盗殺人に係る裁判に要した費用と認めた。また、「本件再審公判に先立つ各再審請求手続において、請求人両名の各弁護人であった者らが、証人尋問期日等への出頭に要した費用や鑑定等の種々の弁護活動に要した費用については、それ自体が補償の対象となるものではないものの、本件がそうした長期にわたる広汎な弁護活動の結果、再審開始決定に至った事案であり、こうした弁護活動により収集された証拠が本件再審公判における審理に実質的に利用されていること等の事情を考慮し、本件再審公判において請求人両名の各弁護人であった者らの報酬につきその相当額を算定するに際し、相当と認める限度でこれを参酌した。」としたが、櫻井さん、杉山さんのそれぞれに対し認められた「再審公判の弁護人報酬額」は、決定の認容額の90%前後を占めており、足利事件の決定に続き、無罪の費用補償にあたり再審請求審段階の弁護活動を参酌する決定を得ることができた。しかし、再審請求審段階での弁護活動の比重が極めて大きくなっていることを考えると、再審事件の無罪費用補償決定においては、その実情が反映されるようにさらに取組みがなされる必要がある。

櫻井さんと杉山さんは、日弁連が長年にわたり二人の支援のために多額の負担をしてくれていたことから、この決定に伴い支払われる補償分の大半を日弁連に寄付することを予定している。

第2 訂正一覧表

頁	訂正箇所	誤	正
	(5) 2 ~ 3 行目	供述調書の開示二人の自白は	供述調書の開示もしなかった。 二人の自白は
	S T の項 1 行目	8月28日夜	8月25日夜
9	下から 12 行目	(写真7)	(写真7),
24	下から 12 行目	ガラス戸を下側を	ガラス戸の下側を
88	最終行	混同したものある	混同したものである
98	5 行目	認めるた経過	認めた経過
105	10 行目	乾燥しているので	乾燥しているので
105	下から 3 行目	三澤意見書	三澤第2次意見書
168	4 行目	12月28日	12月18日
189	9 行目	文学部授	文学部教授
205	7 行目	2008年年	2008年
215	6 行目	その年の12月中	2009年の12月中
220	31 行目	第5章第2節4(4)	第5章第3節3(4)
263	4 ~ 5 行目	誘導のとの	誘導との
311	下から 10 行目	2号書面が作成されたが	2号書面が作成されたことが
315	7 行目	第3章3	第3章第2節3
322	下から 13 行目	第3節	第5節3
325	3 行目	第2節第2項	第2節1(2)ウ
328	22 行目	第4部第5章	第3部第5章
349	下から 3 行目	井戸侃	井戸田侃
391	03.8.5 の 備考欄	足締め	足縛り
391	03.8.29 の 備考欄	そのたの	その他の
391	03.10.07 の 備考欄	名所入り	名入り
400	下から 7 行目	季刊刑事弁護」	季刊刑事弁護